

大川広域行政組合負担金規則

〔 昭和63年 2月 3日 〕  
規 則 第 1 号

改正 平成14年 3月29日規則第 7号 平成16年 3月24日規則第 1号  
平成19年 3月29日規則第 3号 平成25年 2月15日規則第 1号

(趣旨)

第1条 負担金を納入する方法については、大川広域行政組合負担金条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第10号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(負担金の納期日)

第2条 負担金の納期日は、条例別表に掲げる日とするが、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その後日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。